

胎内市立中条小学校改築事業 基本・実施設計業務委託

公募型プロポーザルに関する要領書の一部訂正について

下記の内容について、要領書の一部を訂正する。

記

1. 訂正内容

公募型プロポーザルに関する要領書を次のとおり訂正する。

訂正箇所	訂正前	訂正後
No.2 募集要領 (3)参加者からの除外	⑥「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)」による官公需適格組合(建築設計共同組合)で参加する場合は、単独での参加は認めない。	⑥「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)」による官公需適格組合(建築設計共同組合)で参加する場合は、 <u>管理技術者、総合主任技術者又は照査技術者を担当する組合員(構成員)が所属する事務所は、単独及び設計共同企業体での</u> 参加は認めない。

※ホームページには訂正後の公募型プロポーザルに関する要領書を掲載しました。